

高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、最近の漁業をめぐる厳しい環境の中で、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第4条第1項の認定に係る同項各号の改善計画（以下「漁業経営改善計画」という。）に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者が借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に關し、当該資金に係る全国漁業信用基金協会高知支所又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の預託資金の借入れについて県が利子補給金を交付することにより、その経営の改善の円滑な推進を資金面で支援しようとするものである。

2 この事業の運営に関する取扱いについては、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知（以下「運用通知」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(貸付対象者等)

第2条 漁業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 中小企業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等であって、漁特法第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた者（以下「経営改善漁業者」という。）であること。
- (2) 漁業経営改善計画が第4条各号に規定する使途の運転資金を必要とする具体的な経営改善措置を内容とするものであること。
- (3) 貸付けを受ける年度において、漁業経営改善計画の措置に着手することが確実であること。
- (4) 青色申告を行っていること。
- (5) 第9条第1項の規定による資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。）。
- (6) 別記第7号様式による県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する書類を提出していること。

(融資機関)

第3条 本資金の融資機関は、次に掲げる者のうち県税の滞納がない者とする。

- (1) 西日本信用漁業協同組合連合会
- (2) 農林中央金庫
- (3) 銀行
- (4) 信用金庫
- (5) 信用協同組合

(資金使途)

第4条 本資金の資金使途は、漁業経営改善計画の達成に必要な次に例示する運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）を含まないものとする。

- (1) 雇用労賃
- (2) 燃料費
- (3) 漁船の保守管理費
- (4) 漁船乗組員の研修費
- (5) 市場開拓費、販売促進費等
- (6) 餌代及び種苗代

(貸付方式等)

第5条 本資金の貸付けは、次によるものとする。

(1) 貸付方式

極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付けとする。

(2) 利用期間

本資金の貸付けが受けられる期間は、認定を受けた漁業経営改善計画の認定日から同計画期間の最後の日を含む年度の3月31日までとする。

(極度額)

第6条 本資金の極度額は、漁業経営改善計画期間の各年度について第3条各号に規定する融資機関が設定するものとし、知事の認定を受けるものとする。ただし、借入希望者が、当初の漁業経営改善計画に基づく資金利用計画期間に引き続いて新たな漁業経営改善計画の認定を受け、本資金の継続利用を希望する場合で、引き続き設定される極度額が直前に設定されていた極度額の範囲内であるときは、知事の認定を要しないものとする。

2 本資金の極度額の上限は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の極度額の上限の欄に定める額（漁船漁業を営む者については、使用的漁船の合計総トン数に応じるものとする。）とする。ただし、経営規模等からみて特別の事情がある場合は、知事が水産庁長官に協議し認められた額を極度額とすることができるものとする。

区分	極度額の上限
漁船漁業を主として営む者	
①50トン未満の漁船	3,000万円
②50トン以上100トン未満の漁船	6,000万円
③100トン以上200トン未満の漁船	1億1,000万円
④200トン以上の漁船	1億9,000万円
養殖業を主として営む者	3,000万円
定置漁業を主として営む者	4,000万円

3 融資機関は、本資金を借り受けた者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額を変更する必要があると判断する場合は、知事の認定を受け極度額を変更することができるものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(貸付利率)

第7条 本資金の貸付利率は、次の算式により算出された率以内とする。

(注2) (注3)

$$\text{貸付利率} = \frac{\text{(注1)} \quad \text{都銀・短プラ} \times (\text{協調倍率} - 1) + \text{融資機関への低利預託金利}}{\text{(年パーセント)}} + \text{調整値}$$

(注1) 小数点以下第3位を四捨五入した上で、小数点以下第2位を二捨三入又は七捨八入して0.05パーセント単位とする。

(注2) 「都銀・短プラ」とは、都市銀行の短期プライムレートをいう。

(注3) 協調倍率は、2倍とする。

(注4) 調整値は、都銀・短プラの水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ	調整値
5パーセント未満	0.8パーセント
5パーセント以上6パーセント未満	0.6パーセント
6パーセント以上7パーセント未満	0.4パーセント

7 パーセント以上	8 パーセント未満	0. 2 パーセント
8 パーセント以上		0

- 2 中小漁業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、前項の貸付利率に年0.5パーセントの範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。
- 3 本資金の貸付利率は変動金利制とし、利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。
- 4 第1項の規定により算出した具体的な貸付利率は、別途通知するものとする。

(償還期限)

- 第8条 本資金の償還期限は、手形貸付けにあっては1年以内、当座貸越にあってはおおむね1年の当座貸越契約期間内とする。ただし、第5条第2号の利用期間（以下「利用期間」という。）中は、第6条の極度額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。
- 2 本資金を借り受けた者の利用期間終了時に有する借入金残高は、利用期間終了時に全て返済するものとする。

(資金利用計画認定申請等)

- 第9条 本資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、利用期間を上限として、運用通知第3の2-1-(4)水産金融総合対策事業のうち漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業に定める別記様式（以下「改促通知別記様式」という。）第1号の資金利用計画認定申請書（以下この条において「計画認定申請書」という。）に基づき資金利用計画（以下この条において「利用計画」という。）を作成し、当該利用計画が適当である旨、知事の認定を受けなければならない。
- 2 借入希望者は、利用計画について、あらかじめ融資機関の承諾を受けた上で、当該融資機関を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該融資機関は、貸付予定極度額を記載した承諾書を付するものとする。ただし、借入希望者が前項に規定する貸付けに係る債務保証を必要とする場合は、当該融資機関は基金協会との保証協議により、基金協会の保証の承諾を得た上で、計画認定申請書を知事に提出するものとする。
 - 3 知事は、借入希望者から計画認定申請書の提出を受けたときは、高知県漁業経営改善促進資金利用計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴き、当該利用計画の審査を行い、当該利用計画が適当であると判断する場合には、その旨の認定を行うものとする。ただし、経営改善漁業者が認定を受けた計画の利用期間終了後に新たな漁業経営改善計画の認定を受け、本資金の貸付けを希望する場合において、その極度額が利用計画期間中に設定されていた額の範囲内であるときは、知事による再認定は要しないものとし、知事の再認定を要しないもののうち、漁業経営改善計画を農林水産大臣が認定する場合については、漁業経営改善計画の写し、大臣の認定書の写し及び融資機関への本資金借入申込書の写しを知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項に規定する認定を行った場合は、借入希望者、融資機関その他関係者に対して、改促通知別記様式第2号により通知するものとする。
 - 5 前各項の規定は、利用計画の変更について準用する。この場合において、利用計画の変更の申請については改促通知別記様式第3号により、利用計画の変更の認定の通知については改促通知別記様式第4号により行うものとする。

(審査委員会)

- 第10条 本資金の融通を適正かつ円滑に推進するため審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、それぞれ次に掲げる者をもって構成する。

(1) 主として遠洋まぐろ漁業を営む場合

- ア 高知県水産振興部水産政策課（以下「水産政策課」という。）を代表する者
- イ 農林中央金庫を代表する者

- ウ 日本かつお・まぐろ漁業協同組合を代表する者
 - エ 全国遠洋沖合漁業信用基金協会を代表する者
 - オ その他審査委員会において必要があると認める者
- (2) 前号に規定する以外の場合
- ア 水産政策課を代表する者
 - イ 農林中央金庫を代表する者
 - ウ 高知県漁業協同組合連合会を代表する者
 - エ 西日本信用漁業協同組合連合会を代表する者
 - オ 全国漁業信用基金協会高知支所を代表する者
 - カ その他審査委員会において必要があると認める者

- 3 会長は、水産政策課長とし、会務を総括し、会議の運営に当たるものとする。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 5 この制度に関係がある県職員は、必要に応じ審査に参加することができるものとする。
- 6 審査委員会は、必要がある都度招集するものとし、原則として全構成員の出席を得て開くものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情により出席することができない者があるときは、この限りでない。
- 7 審査委員会における審査事項は、原則として出席者全員の合意により決定するものとする。ただし、出席者全員の合意を得られなかった審査事項については、会長がこれを決定するものとする。
- 8 審査委員会は、本資金の資金利用計画認定申請のあったものについて、次に掲げる事項について審査するものとする。
 - (1) 借入希望者の貸付資格及び貸付極度額
 - (2) 資金利用計画における経営改善措置の妥当性
 - (3) その他審査委員会において必要があると認める事項

(資金利用計画の認定の取消し)

- 第11条 知事は、経営改善漁業者に係る資金利用計画が次のいずれかに該当する場合は、借受者に対して資金利用計画の認定取消しを行うものとする。
- (1) 漁特法に基づく漁業経営改善計画の認定の取消しがあった場合
 - (2) 本資金により既往借入金の返済（第4条に規定する既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）がされていると認められる場合
 - (3) 資金利用計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金又は漁業経営再建資金の借入れを行う場合
 - (4) 借受者が高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に定める暴力団又は同条第3号に定める暴力団員等に該当すると認めるとき
- 2 融資機関及び基金協会は、本資金の借受者が前項各号のいずれかに該当すると認められる事実を知ったときには、遅滞なく知事に報告しなければならない
- 3 知事は、資金利用計画の認定の取消しを行った場合は、借受者、融資機関その他関係者に対してその旨を通知するものとする。

(平均残高による貸付目標額の設定)

- 第12条 融資機関は、借入希望者からの要望額を踏まえ、毎年度、別記第1号様式による漁業経営改善促進資金の貸付予定目標額を策定し、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により提出のあった貸付目標額、県の利子補給の見込み、預託資金の調達見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、融資機関及び基金協会との協議を経て、毎年度、県の貸付予定目標額を策定し、毎年1月末までに水産庁長官に協議するものとする。
- 3 知事は、水産庁長官との協議を経て県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する預託額を決定し、融資機関に対しては、別記第2号様式による漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金預託額を、基金協会に

対しては、別記第3号様式による漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託資金預託額を通知するとともに水産庁長官に報告するものとする。

(預託資金の造成等)

第13条 基金協会は、前条第3項の規定により決定した貸付目標額の預託資金として県造成分に相当する額を、全国漁業信用基金協会高知支所にあっては西日本信用漁業協同組合連合会から、全国遠洋沖合漁業信用基金協会にあっては農林中央金庫から次に定めるところより借入れを行うものとする。

- (1) 借入額は、前条第3項の規定により決定した貸付目標額の4分の1に相当する額とすること。
- (2) 当該借入れに係る金利は、1.625パーセント以内とし、借入時の農林中央金庫の長期プライムレートを適用すること。
- 2 知事は、別に定めるところにより、西日本信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫に対し、前項の借入れに係る利子補給金を交付することとし、利子補給率は、基金協会の利子負担をなくすため前項第2号の規定による率とする。
- 3 基金協会は、知事の別記第4号様式による漁業経営改善促進資金に係る低利預託資金の預託指示書により、次に定めるところにより融資機関に預託するものとする。
 - (1) 融資機関への預託額は、前条第3項の規定により決定した貸付目標額の2分の1に相当する額以内の額とする。
 - (2) 融資機関への預託利率は、年1パーセントとする。ただし、資金供給予定日の14日前の日の時点で日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金/預入金額3百万円以上1千万円未満/1年」に掲げる直近の月の利率が1パーセント未満のときは、当該利率とする。
- 4 知事は、前項の指示をしたときは、関係融資機関に別記第5号様式による漁業経営改善促進資金に係る低利預託基金の預託指示についてにより通知するものとする。
- 5 本資金を融資しようとする融資機関は、あらかじめ知事にその旨を別記第6号様式による漁業経営改善促進資金融資事業の取扱に係る届出についてにより届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結し、当該基本契約の写しを知事に提出しなければならない。
- 6 融資機関は、第2条から第8条までの規定により本資金を貸し付けなければならない。

(資金貸付等の適正化)

第14条 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的及び慣行的となるよう担保及び保証人の徴求の彈力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合は、資金利用計画の審査の前に、基金協会による債務保証の決定が必要であることから、基金協会の債務保証に関する手続等を迅速に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮しなければならない。

- 2 基金協会は、本資金の原資の融資機関への資金預託に当たっては、次に掲げる事項に留意して、適切な運用の確保に努めなければならない。
 - (1) 本資金の原資の預託を開始するに当たっては、当該預託資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の原資の預託に当たっては、極力現金による預託を避け、口座引落し、口座振込み等預託資金の使途を確認し得る方法を活用すること。
- 3 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次に掲げる事項に留意して、適切な運用の確保に努めなければならない。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの対象者ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金による交付を避け、口座引落し、口座振込み等貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

- 4 融資機関は、常に借入者の資金利用状況、経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図らなければならない。
- 5 本資金の融資機関は、1借入希望者につき1金融機関とする。

(報告)

- 第15条 融資機関は、四半期ごとの漁業経営改善促進資金貸付状況報告書を改促通知別記様式第6号により作成し、これを各四半期末の翌月の末日までに基金協会に提出しなければならない。
- 2 基金協会は、前項の規定による報告書を取りまとめ、四半期ごとの漁業経営改善促進資金状況報告書を改促通知別記様式第7号により作成し、各四半期末の翌々月の15日までに知事に提出しなければならない。

(帳票類の整理保管)

- 第16条 基金協会及び融資機関は、本資金の貸付け及び預託金に係る帳票類を、当該資金以外のものと区分して事業終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査)

- 第17条 知事は、本資金に関して必要があると認めるときは、借入者、融資機関及び基金協会の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(情報の開示)

- 第18条 本資金の融資事業を行う事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(漁獲量の報告及び資源管理の取組)

- 第19条 本資金の貸付対象者は、知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(雑則)

- 第20条 本事業の関係者は、本事業が中小漁業経営の改善合理化努力を支援することを最大の目的にしていることを十分踏まえて、漁業経営改善制度の運営に当たらなければならない。
- 2 本制度は、漁業経営改善計画の達成を資金面で支援することを目的にしているため、使いやすい融資制度とすることに主眼を置いているが、融資は返済を必要とするものであるとともに、金利負担を伴うものであることを踏まえ、本事業の関係者は、必要な融資が的確に行われるよう配慮するとともに、安易又は過大な融資により経営改善漁業者の経営を圧迫することのないよう十分に留意するものとする。
- 3 融資機関は、本資金の融資に当たっては、迅速な貸付けに努めなければならない。

(委任)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 高知県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱（平成 8 年 4 月 1 日 8 水第 31 号。以下この項において「旧要綱」という。）は、平成 23 年 8 月 31 日限り廃止する。ただし、旧要綱に基づき交付された補助金については、第 16 条から第 18 条までの規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 20 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。

2 令和 7 年 1 月 14 日以前に借り入れた預託資金の取扱いについては、なお従前の例による。